

東日本大震災復興構想会議 資料

〈緊急提言〉

水産業の早期復興策

- (1) 水産業の国営化
- (2) 水産業復興特区の創設



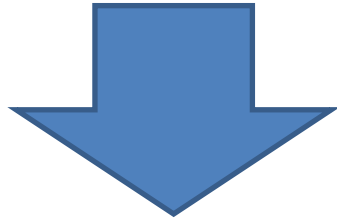
宮城県知事 村井 嘉浩

平成23年5月10日

(1)水産業の国営化

背景

- 水産都市や漁村は壊滅的な被害。漁船から養殖施設、市場、流通加工施設、造船所など水産業の基盤が崩壊。
- 震災地域は、国民への水産物の供給拠点として重要な位置を占めており、水産業が地域で最大の雇用の受け皿となっている。



提案

水産業の早急なる復旧・復興を図るため、次の事業を創設

- **イニシャルコストの一部とランニングコスト相当額を助成する**
「震災復興水産業再構築支援事業（仮称）」
→加工工場等
- **ランニングコストと減価償却費相当額を助成する**
「震災復興水産業再生支援事業（仮称）」
→漁船、養殖施設等

「震災復興水産業再構築支援事業」

国が、事業者(グループ、組合等)に対し、イニシャルコストの一部と、ランニングコスト相当額を2年間直接助成。事業者は、生産金額(売上金額)を国に返還する。

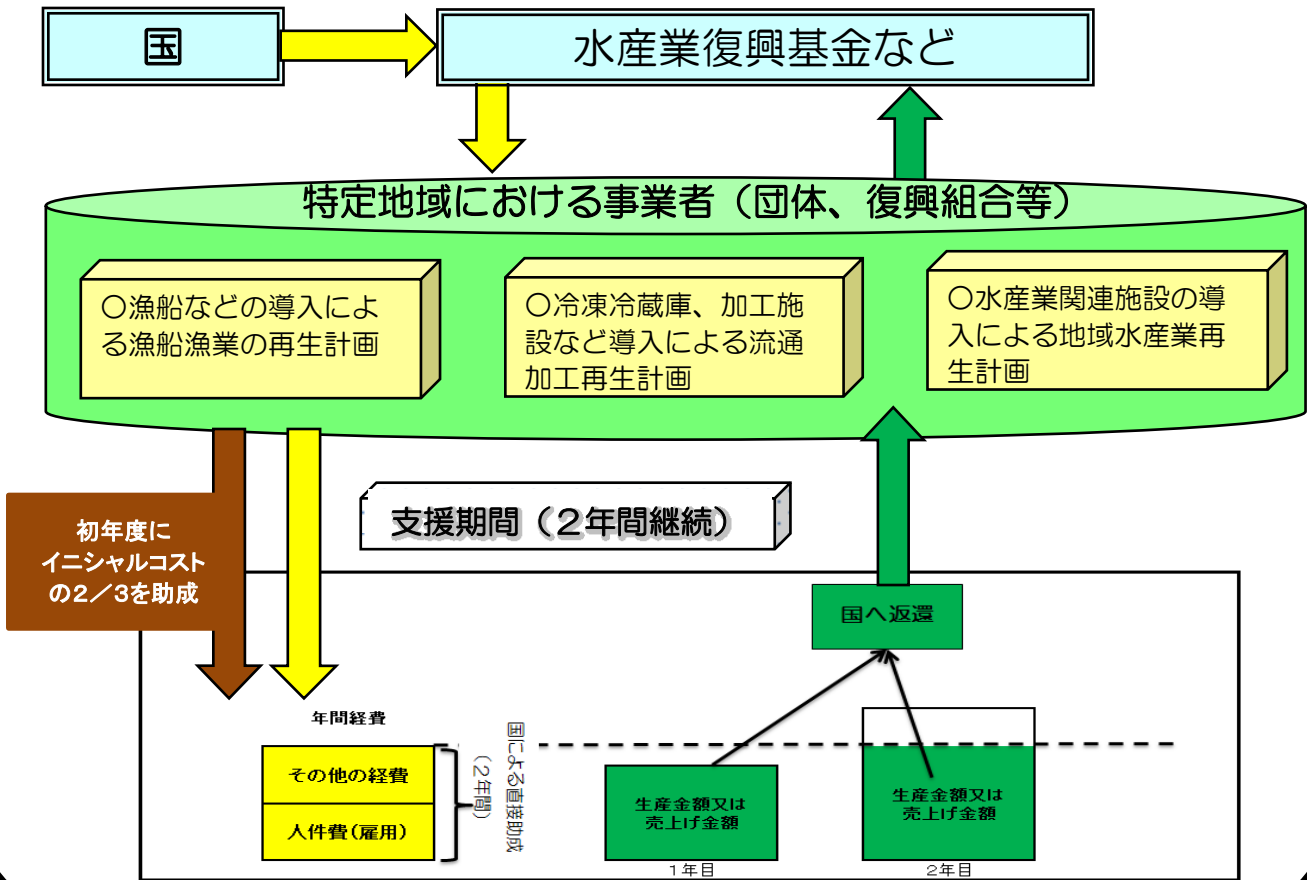
「震災復興水産業再生支援事業」

国が、事業者(グループ、組合等)に対し、ランニングコストと減価償却費相当額を3年間直接助成。事業者は、生産金額(売上金額)を国に返還する。

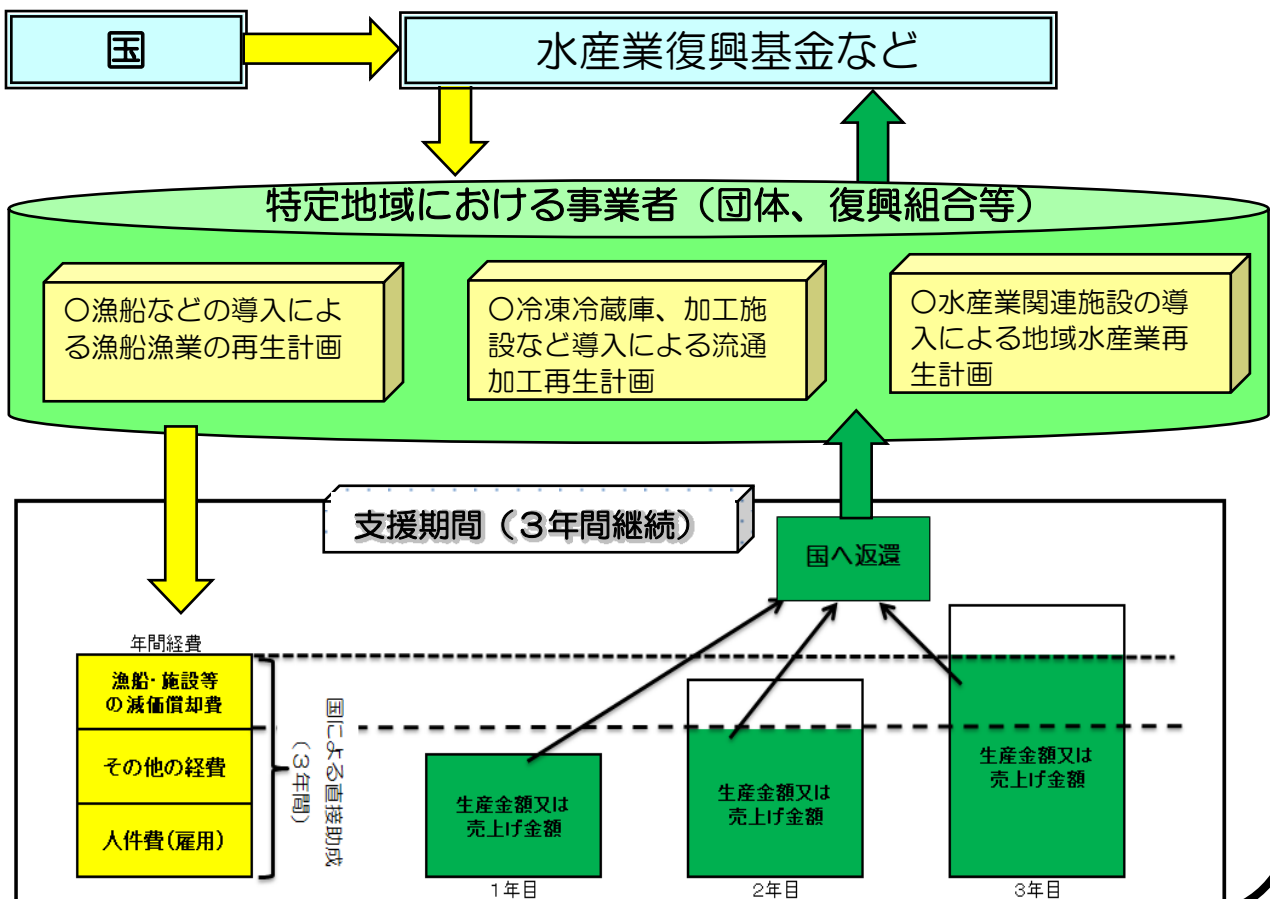
メリット

- イニシャルコストや減価償却費相当額が直接助成されるので、**施設整備が容易。**
- 賃金相当額が直接助成されるので、**雇用が安定。**
- 必要経費が直接助成されるので、**復興時の経営リスクが軽減。**

「震災復興水産業再構築支援事業」のスキーム(加工工場向け)



「震災復興水産業再生支援事業」のスキーム(漁船、養殖施設向け) ※既に存在するスキームの応用

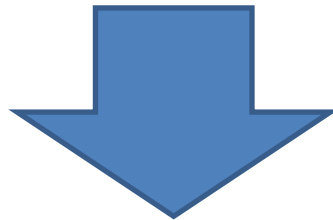


(2) 水産業復興特区の創設

背景

- 養殖業等の沿岸漁業を営む漁業者は、今回の震災により養殖施設、定置網などの生産基盤や住居などの生活基盤が消失。
- また、荷さばき施設などの流通・加工施設も壊滅的な被害を受けており、高齢化後継者不足が進む中、経営基盤が脆弱な個人での漁業の継続は困難な状況にある。

- **養殖業等の沿岸漁業の早急な復興と競争力のある水産業の再構築に向けて、生産から加工・販売まで一体的に取り組む新たな経営組織の設立・導入も必要となる。**



提案

「宮城水産業復興特区の創設」

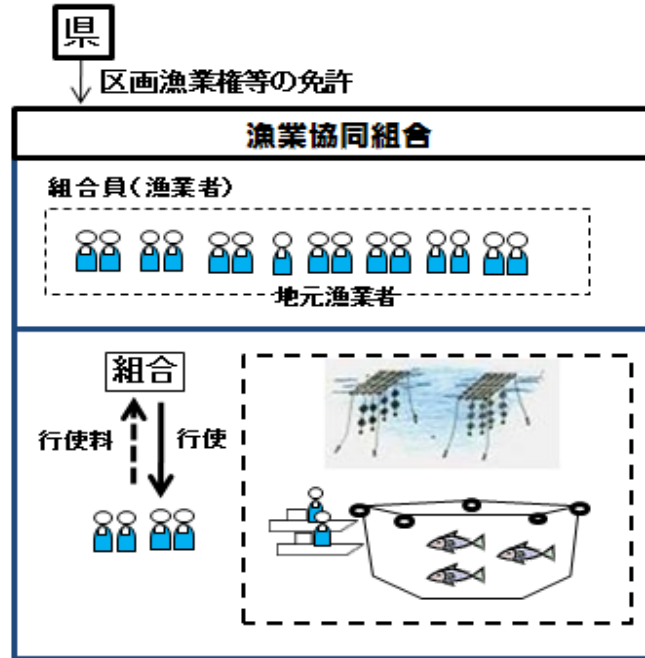
養殖業等の沿岸漁業への民間による参入や資本の導入などが促進されるよう、水産業復興特区を創設する。

関係法令「漁業法」など

- 区画漁業権の免許の適格性(漁業法第14条)
- 区画漁業権の免許の優先順位(漁業法第17条)
- 定置漁業権の免許の優先順位(漁業法第16条)
- 各種土地利用規制 等

「現行の養殖業等」

図 1



「水産業復興特区による養殖業等 への民間参入のイメージ」

図 2

